

令和3（2021）年度 事業計画書

社会福祉
法人

杉並区社会福祉協議会

	目	次	ページ
令和3年度に向けた基本的考え		・ ・ ・ ・ ・	1
主な取組		・ ・ ・ ・ ・	2
1	社会福祉事業		
1	地域福祉推進事業		
(1)	法人運営事業	・ ・ ・ ・ ・	5
(2)	広報事業	・ ・ ・ ・ ・	5
(3)	普及啓発事業	・ ・ ・ ・ ・	6
(4)	小地域福祉活動推進事業	・ ・ ・ ・ ・	6
(5)	車いす貸出事業	・ ・ ・ ・ ・	6
(6)	地域福祉助成事業	・ ・ ・ ・ ・	6
(7)	ネットワーク推進事業	・ ・ ・ ・ ・	6
(8)	福祉教育推進事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(9)	災害ボランティアセンター事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(10)	ボランティア活動推進事業	・ ・ ・ ・ ・	7
(11)	地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業含む)	・ ・ ・ ・ ・	8
(12)	あんしん未来支援事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(13)	ささえあいサービス事業	・ ・ ・ ・ ・	8
(14)	ファミリーサポートセンター事業	・ ・ ・ ・ ・	9
(15)	高齢者等入居支援事業	・ ・ ・ ・ ・	9
(16)	福祉相談	・ ・ ・ ・ ・	9
(17)	交通遺児援護事業	・ ・ ・ ・ ・	9
(18)	ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	9
(19)	生活福祉資金貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(20)	応急援護事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(21)	生活支援体制整備事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(22)	子ども支援活動助成事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(23)	地域力強化推進事業	・ ・ ・ ・ ・	10
(24)	食を通じた見守り支援事業	・ ・ ・ ・ ・	10
2	歳末たすけあい運動事業	・ ・ ・ ・ ・	10
3	長寿応援基金事業	・ ・ ・ ・ ・	11
4	杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	11
2	公益事業		
1	介護保険事業		
(1)	地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業	・ ・ ・ ・ ・	12
2	要介護認定調査事業	・ ・ ・ ・ ・	12
3	訪問育児サポーター事業	・ ・ ・ ・ ・	12
4	私立保育所施設整備資金貸付事業	・ ・ ・ ・ ・	12
5	生活困窮者等自立支援事業	・ ・ ・ ・ ・	13
3	収益事業		
1	自動販売機設置事業	・ ・ ・ ・ ・	14

令和3年度に向けた基本的考え

令和2年度は、新型コロナウイルスへの感染拡大により二度の緊急事態宣言が発令されるなど、社会経済の低迷を余儀なくされた大変厳しい年次となりました。この状況は、ワクチン接種が始まり明るい兆しが見えてきているものの、令和3年度に向けてもなお予断を許さないものとなっています。

杉並区社会福祉協議会(以下「杉並社協」という。)においては、この間、会の基本業務である地域福祉活動が制限される一方で、感染症の影響で生活困窮となった人々への緊急小口資金等特例貸付の業務量増などにより、例年とは異なる業務運営状況が続いています。今後、感染拡大に収束の見通しが立ったとしても、この状況は大きくは変わらず、コロナ禍をふまえた新たな福祉ニーズへの対応なども加わり、令和3年度はこれらの変化に対応した柔軟な業務運営が求められるものと見込まれます。

また、令和3年度は、働き方改革の一環である同一労働同一賃金を杉並社協においても実施します。非常勤職員の処遇改善と能力の更なる活用を進めるとともに、これにとどまらず超勤縮減など常勤職員の働き方改革も推進し、職員の能力を一層引き出し組織の活性化につなげていきます。

このような基本認識のもとに令和3年度は、感染症拡大に伴う業務量の増加に的確に対応し区民の暮らしを守りぬくことを第一に、実施計画に掲げた事業の計画的な推進、新たな福祉ニーズへの的確な対応などの取組を進めます。

令和3年度当初予算は、昨年9月に策定した当初予算編成方針では既定業務の経費のみを計上する骨格予算として編成することとしましたが、その後の状況の変化をふまえ、現時点で実施が可能な新規・拡充業務については計上することとします。

実施計画(令和元年度～5年度)については、感染症拡大への対応とともに年内にも策定が予定されている「杉並区基本構想」及び関連計画の策定状況をふまえて、令和4年度以降に改定することとします。

主な取組

1 コロナ禍で収入減少した区民への支援

～緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付、住居確保給付金の支給～

<生活支援課>

昨年3月から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、仕事の減少や廃業、離職等により収入減少に陥り、経済的に困窮した多くの区民に対して、国が新たに実施した緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付や住居確保給付金の支給を行っています。

この間、社会経済状況をふまえ申請期限の延長等が逐次行われてきていますので、令和3年度においてもその動向をとらえつつ、適時適切な対応を行っていきます。

2 生活再建に向けた伴走型支援

～相談機関相互の有機的なつながりによる相談者への包括的支援の充実～

<生活支援課>

収入が減少した区民への支援は、資金貸付等で当面の生活をつないだうえで、安定した暮らしが継続的に営めるように生活基盤を固めていく方向で進めることが必要です。「くらしのサポートステーション」では、経済的な困りごとと合わせて、生活上の様々な不安や課題の相談に応じ、個々の相談者の状況に適した支援策を立てていきます。実行にあたっては、関係機関と連携し、相談者の気持ちや立場に寄り添った伴走型の支援を行っています。

3 小地域単位で進める地域共生社会

～地域住民との協働によるコーディネーターの取組の深化～

<地域支援課>

地域の人々が共に支え合い助け合う仕組みとして実施している地域共生社会づくりは、西荻南地域をエリアとして2年にわたりモデル事業を進めてきました。事業の要として配置した地域福祉コーディネーターは、連日のように地域を回り、地域住民の困り事を受け止め解決策を共に考え具体化する取組を続けています。その取組は徐々に成果をあげており、それに連れて多く

の人たちにその存在を認知され、地域から頼られる存在になりつつあります。

令和3年度は、これまでの積み上げで築いてきた地域との顔の見える関係を基盤に、潜在化している地域の福祉課題を更に掘り起こしていくとともに、その解決に向けて地域の人たち自身が主体となって取り組んでいけるように、取組を深化させます。また、この間のモデル地区での取組事例を見える化し、課題を広く共有し連携・協力の輪を拡大していきます。

4 子どもの見守りを通じた地域との協働関係づくり ～新たな食を通じた子どもの見守り支援事業の実施～

<地域支援課>

コロナ禍にあって、子どもの見守り機会が減少し児童虐待のリスクが高まっていることから、区は「食を通じた子どもの見守り支援事業」を令和3年度から実施しますが、この事業は地域福祉活動との関連が深いことから、本会が受託します。

これまで取り組んできた「福祉なんでも相談」「地域支援ネットワーク」(子ども食堂ネットワーク)の実践経験を最大限に生かし、支援を必要とする児童がいる家庭を定期的に訪問し状況を把握し、必要な支援へとつなげていきます。

5 組織全体として災害対応の機能強化

～ICT活用による災害発生時・災害対応の充実～

<経営管理課・地域支援課>

令和2年度は、災害ボランティアセンターの備蓄機材の充実とともに、感染症対策を配慮した、センター機能の運営訓練に取り組みました。また大規模災害発生時に対応するための業務継続計画(BCP)を策定し、社協の災害対応力の基盤を整備しました。

令和3年度は、災害発生時・災害対応で重要となる「情報の収集・発信・伝達」について、ICTを活用した運営体制の強化に取り組みます。具体策としてコミュニケーション・アプリの導入を検討していきます。導入後は、職員が日頃から活用し、災害時にも対応できるようスキルの向上に努めます。

6 業務改善・効率化への取り組みと財源の確保

<経営管理課>

同一労働同一賃金の実施を契機に、改めて業務の見直しや職員数の適正化、超過勤務の縮減に取り組みます。取組にあたっては、職員提案制度を活かし、現場からの業務改善に努めます。

また、要介護認定調査事業において、調査件数をコロナ禍以前の令和元年度の水準に戻し、収入の増加をめざします。

1 社会福祉事業

事業名	事業内容
<p>1 地域福祉推進事業</p> <p>(1) 法人運営事業</p>	<p>1 法人運営会議 社会福祉法に基づく、公益性、透明性の高い組織運営を行う。 主に予算・事業計画、決算・事業報告など組織の重要案件について理事会、評議員会において協議、議決する。</p> <p>(1) 理事会 ・毎会計年度終了後3か月以内、10月、3月及び必要がある場合に開催する。</p> <p>(2) 評議員会 ・毎会計年度終了後3か月以内、3月及び必要がある場合に開催する。</p> <p>(3) 評議員選任・解任委員会 ・必要がある場合に開催する。</p> <p>(4) 監査 ・毎会計年度終了後3か月以内の年1回開催 ・相互検査実施 11月</p> <p>2 組織基盤の強化 実施計画(令和元～5年度)に掲げた事業等を実施し、地域福祉の推進役として役割を果たしていくために、組織基盤の強化を図る。</p> <p>(1) 資金管理計画の策定 杉並区社会福祉協議会資産管理方針に基づき、資金管理計画を策定し、資産管理を行う。 ・令和3年度資金管理計画の策定</p> <p>(2) 自主財源の拡充と増収強化 福祉課題に柔軟に取り組むための財源を確保する。 ・基金の柔軟な活用と新たな寄附の募集PR ・遺贈・香典返しの寄附を呼びかけるPR活動の実施</p> <p>(3) 人材の確保と育成 研修を効果的に活用し、職員の資質向上につながる効果的な研修を企画する。 ・有用な人材の育成を目指した研修の実施</p> <p>(4) 会員の参加促進及び組織強化 会員増強と地域組織との関係性を深めるため、既存会員の継続と新規会員の拡大に努める。 また、会費により支えられている事業の実績や効果を伝え、会員自身が地域貢献として感じ、会員継続につながるよう働きかけを行う。 ・既存会員の維持及び新規会員の勧誘 ・会員に向けた情報提供 ・「杉並社協感謝のつどい」の見直し</p> <p>(5) 地域公益活動ネットワークの推進 地域公益活動の推進及び杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会の事務局として取り組む。</p> <p>(6) 地域協議会の開催 地域公益事業を行う社会福祉充実計画に関する意見聴取の場として地域協議会を設置・運営する。</p> <p>(7) 業務改善・効率化と管理体制の確立 内部管理体制を見直し、業務改善や業務の効率化に取り組む。 ・外部専門家の活用やネットバンキング活用による業務効率化 ・職員提案制度による業務改善 ・グループウェア導入による情報管理体制の強化</p> <p>(8) 創立70周年記念事業準備 社会福祉協議会創立70周年記念事業(令和4年予定)の準備を行う。</p> <p>3 部会 地域の様々な福祉の課題に対して、その課題を共有し、課題の解決に向けた取り組みを社会福祉協議会と連携の下、活動していくために部会を組織する。</p> <p>(1) 保育部会 (2) 民生委員・児童委員部会 (3) 支部活動費の助成</p>
<p>(2) 広報事業</p>	<p>地域福祉を推進している活動を周知し、わかりやすい社協をめざす。 広報戦略に沿って、各種ツールで効果的な広報・PRを行う。</p>

事業名	事業内容
(2) 広報事業	<p>1 「すぎなみ社協」の発行（年間5回） 社協事業に関わる住民の活動を写真で伝えるなど、少しでも多くの区民が活動参加につながるような紙面づくりを行う。 ・105,000部（新聞折込）×4回（9月、11月、1月、3月） ・7月発行分に社協会員振込用紙を印刷 286,600部（各戸ポスティング）×1回</p> <p>3 杉並社協リーフレットの作成 社協主催の講座・イベント及び参加するイベント等で配布する。</p> <p>4 杉並社協ホームページの運営管理 毎月の更新を充実し、閲覧件数の増加をめざす。 ・SSLサーバー証明書の導入</p> <p>5 SNS（Facebook）による情報発信 公式ページを活用し、イベント情報等をすばやく発信する。</p> <p>6 地域行事への出展 ・杉並チャリティー・ウォーク、すぎなみフェスタほか</p>
(3) 普及啓発事業	<p>地域の方々に地域共生社会や社会福祉活動の理解と参加を促進するため、地域に出向き、普及啓発活動を行う。 また、新たな形でのイベント開催方法を検討し実施する。 ・「地域福祉フォーラム」の見直し ・杉並チャリティー・ウォークの実施（共催）</p>
(4) 小地域福祉活動推進事業	<p>地域住民が主体となって身近な課題を拾い上げ、小地域単位の地域特性にあった活動を行い、住民相互の地域活動により顔の見える関係づくりを進めることを支援する。</p> <p>1 きずなサロン支援事業 ・きずなサロンの立ち上げ支援や運営支援 ～今後の支援のあり方（会場費など）について検討 ・サロン参加に向けた情報発信 ・サロン活動希望者への開設説明会の実施（出張型） ・運営者交流会及び研修会の開催 ～オンラインを活用した交流会を検討、開催 ・区内サロンの連携を深めるためのネットワークづくり</p> <p>2 関係機関との連携強化 地域担当が定期連絡会への参加及び事業への協力、情報収集・提供等を行う中で、地域課題や困りごとを共有し、解決方法を一緒に考える。 ・杉並区民生委員児童委員協議会 ・杉並区町会連合会 ・ケア24ほか</p>
(5) 車いす貸出事業	<p>困ったときに家の近くで借りられるように、地域と協力して貸出事業を行い、利用促進のための広報を強化する。また、貸出事業を通じて潜在的ニーズの把握と対応を行う。</p> <p>1 短期の車いす貸出及び貸出拠点の拡充 区内法人施設を重点的に拡充</p> <p>2 広報活動の強化 会費納入案内をセットにした事業パンフレットを配付。</p> <p>3 車いす貸出の際に潜在的ニーズの把握と対応</p>
(6) 地域福祉助成事業	<p>「地域でのつながり」をつくる活動を応援するため助成事業を行う。</p> <p>1 地域福祉活動費助成事業の実施 区内における地域活動のうち新規活動の立ち上げ、先駆的活動に対するチャレンジ応援助成（50万円上限）と既存活動の活性化のための定例活動活性化助成（20万円上限）を行う。 ・予定総額 450万円</p> <p>2 地域福祉活動費助成の仕組みの見直しを検討する</p> <p>3 助成金利用事業の報告、PR</p>
(7) ネットワーク推進事業	<p>杉並区の生活支援体制整備事業（第1層生活支援コーディネーター）、地域支え合いの仕組みづくり事業（地域福祉コーディネーター）を通して、地域の高齢者ニーズや狭間のニーズ、地域資源の把握、課題提起と関係機関のネットワークづくりを行う。</p> <p>1 地域支援ネットワーク 地域で、日頃から声をかけあい、ささえあい、助けあえるようなご近所つながりができる小さな単位で、多世代がつながる地域づくりに取り組む。</p>

事業名	事業内容
(7) ネットワーク推進事業	<p>2 地域福祉活動計画策定の準備 杉並区の総合計画及び実行計画、保健福祉計画等について情報収集を図り、令和4年度の策定に向けて準備を行う。</p> <p>3 新たな地域課題への対応 新たな地域課題を受け止め、解決に向けて区民、事業者等による対応や活動支援のネットワーク（仕組みづくり）に積極的に取り組む。 子どもの貧困対策として、「子ども食堂ネットワーク連絡会」への支援に取り組む。 令和3年度はネットワーク主催の普及啓発イベントに協力して、子ども食堂の賛同者を増やしていく。</p>
(8) 福祉教育推進事業	<p>地域の福祉課題等を取り上げ、ボランティア学習、福祉教育の推進を図る。</p> <p>1 高齢者模擬体験セット、体験用車いす等の貸出 2 小中高大学等でのボランティア学習、福祉教育プログラムの企画への協力、講話依頼への対応 3 福祉教育プログラムへの障害当事者及び講師の紹介 4 区民向けの地域福祉を学ぶ講座等の実施 5 企業等の社員研修への協力</p>
(9) 災害ボランティアセンター事業	<p>民間団体と連携しながら支援体制づくりに取り組むとともに、区民の災害に対する知識向上、災害時のボランティア協力を呼び掛ける。</p> <p>1 災害ボランティアネットワーク連絡会の開催 ・被災者支援活動（コーディネート）を円滑にすすめるため、平時から活動支援に関わる課題などを共有し、解決に向けて話し合う ・城西ブロック内社会福祉協議会（練馬・豊島・中野・板橋）との支援体制づくりも整えていく。</p> <p>2 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座の開催 ・災害ボランティアセンター運営を支えるボランティア・スタッフを養成する</p> <p>3 災害ボランティアセンター運営訓練の実施 ・災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの随時見直し</p> <p>4 災害ボランティアセンターの周知PR ・区内の防災イベント等への参加</p> <p>5 災害・防災をテーマとした講演会等の実施 ・幅広い世代が参加できる機会の提供 ・講座修了生及び関係者との連携</p> <p>6 社協内災害対応委員会 作業部会の開催 ・ICT活用の運用・検討</p>
(10) ボランティア活動推進事業	<p>窓口・電話等でボランティア活動に関する相談全般を受けるほか、ボランティア活動を希望する個人・団体とボランティア活動を必要としている方々へのコーディネートを行う。</p> <p>1 コーディネート事業</p> <p>(1) 地域とつながろう講座～チャレンジ！ボランティアの開催 ・多様なテーマで講座等を開催し、ボランティア活動へのきっかけとなることを目指す。 ・すぎなみ地域大学と共催で、ボランティア活動についての講座等を開催する。</p> <p>(2) 特技を活かしたボランティア登録、コーディネート及び発表の場の提供 ・特技さんラインナップの作成 ・活動先となる福祉施設等への特技ボランティアの紹介と特技を披露する場の設定。 オンラインの活用。</p> <p>(3) 窓口、電話等によるボランティア活動相談対応及びコーディネート業務 ・相談情報システムを利用した効果的な情報提供</p> <p>(4) ボランティア交流会</p> <p>2 人材養成・研修事業</p> <p>(1) 地域での人材養成及びフォローアップ ・すぎなみ地域大学との協働による傾聴ボランティア養成講座の開催 ・傾聴ボランティアスキルアップ講座、連絡会の開催 ・各種連絡会への参加</p> <p>(2) 夏のボランティア体験の開催 ・幅広い世代を対象とした夏休み期間中のボランティア体験プログラムの提供 ・大学生等が参画するボランティアの場づくり ・多様な分野のボランティアプログラム</p>

事業名	事業内容
(10) ボランティア活動推進事業	<p>3 情報の収集と発信・提供</p> <p>(1) センター事業と連動した情報紙「ボランティア・て」の編集、発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日発行（月5,000部） ・特集企画やボランティア情報の掲載 <p>(2) ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・地域活動に関する情報を発信 <p>(3) オンラインの活用</p> <p>4 ボランティアセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催：年4回程度の開催 ・各種部会（広報・企画・調査部会）の開催（随時） ・団体登録、情報通知登録 ・活動団体への支援：器材の貸出 ・ボランティア保険、行事保険の加入支援 ・センターボランティア <ul style="list-style-type: none"> 切手整理（毎月第3水曜日） 情報紙発送（毎月10日前後）
(11) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業含む）	<p>判断力が十分でない障害者や高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、契約に基づき支援する。本人の権利を護りながら福祉サービスを利用する際の手続きや、郵便物等書類の確認と対応、日常の金銭管理等を行い、地域で生活を続けるための支援を行う。また判断力が確かでない外出に支障のある重度身体障害者にも対応する。成年後見センターをはじめ、行政、ケア24、関係機関等と連携しながら権利侵害を防ぎ、適切な支援を行うと共に、潜在的ニーズにも応じることができるよう、権利擁護についての理解を深めていく。</p> <p>1 適切な相談対応と契約締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談への適切な対応 ・専門員のスキル向上への取り組み <p>2 権利擁護の周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他機関が開催する地域ケア会議、事例検討等へ参加し、権利擁護への理解を深める。 ・民生委員等への事業説明 ・事例検討会等の開催 ・広報紙での周知 ・社協内の他部署や他機関と連携した周知活動 <p>3 関係機関との連携強化による契約者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、ケア24、すまいる、ケアマネジャー、相談支援事業所、成年後見センター等との連携強化 <p>4 生活支援員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施 ・専門員との連携強化
(12) あんしん未来支援事業	<p>杉並社協の独自事業として区内に暮らしている判断力の十分な高齢者や障害者等で、支援可能な親族がいない方を対象とする。確かな判断能力のあるときに緊急時の支援方法を決めて契約し、定期的な見守りを行うことで安心して暮らせるよう支援する。関連制度の動向を見ながら事業検証を行い、支援内容等の見直しを行う。</p> <p>1 適切な相談対応と契約者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等により相談スキルの向上を図る。 ・日常の見守り及び必要時の適切な対応 ・支援体制の整備 <p>2 あんしん未来支援事業審査会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約審議や協議事項について年3回開催する。 <p>3 関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケア24や民生児童委員、医療機関等関係機関との連携を進める。
(13) ささえあいサービス事業	<p>新型コロナウイルス感染症が収束する兆しが明確でない中、感染予防を徹底しながら、日常生活を送る上で手助けの必要な人（利用会員）の自立を援助するために、訪問して家事や介護をする人（協力会員）の登録を行い、地域の中で区民相互の助け合いの活動を行う。協力会員を増やすため、広く区民に向けて事業に興味を持ってもらえるようPR活動を行い、周知に努める。</p>

事業名	事業内容
(13) ささえあいサービス事業	<p>また、利用相談に対しては、訪問し状況を把握したうえで、適切な支援を検討し対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談援助及び会員の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・利用相談に対して必要な情報提供を行い、入会希望者に実態把握のための訪問を行う。 ・協力会員の募集・登録を随時行い、登録希望者には併せて随時「登録時研修」も実施することで、速やかに活動につながるようにする。 ・利用会員のニーズを見極め、状況に応じた柔軟なサービスの提供に努める。 2 研修と交流会 <ul style="list-style-type: none"> ・「登録説明会」を行い、説明会に参加して登録した協力会員には引き続き「登録時研修」も行う。感染防止のため密を避けることと、気軽に参加ができるよう、年4回から毎月の開催とする。 ・フォローアップ研修等、協力会員に必要な研修を行う。 ・交流会を開催し、会員間の情報交換・交流を進める。 3 情報提供とPR <ul style="list-style-type: none"> ・情報紙「ささえあい」を発行し、会員に情報提供を行う。 (利用会員対象に年4回、協力会員対象に年12回) ・チラシ、事業案内等の配付や説明会の開催により事業の周知を図る。 4 情報共有とニーズの把握 <ul style="list-style-type: none"> ・実施団体連絡会(情報交換会)の開催。
(14) ファミリーサポートセンター事業 〔杉並区〕	<p>新型コロナウイルス感染症が収束する兆しが明確でない中、感染予防を徹底しながら、区民の子育てを支援するために、子育ての手助けがほしい人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)が会員となり、地域の中で援助活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談援助及び会員の登録 <ul style="list-style-type: none"> ・利用相談に対しては必要な情報提供を行い、入会希望者には面談の上、登録を行う。 ・活動に協力する会員の登録を面談の上行う。 ・援助活動のための組み合わせを行う。 2 研修と交流会 <ul style="list-style-type: none"> ・登録時研修、ステップアップ講習会、フォローアップ研修会等、協力会員に対して必要な研修を行う。 ・交流会を開催し、会員間の情報交換・交流を進める。 3 情報提供とPR <ul style="list-style-type: none"> ・情報紙「杉並ファミサポ通信」を発行し、会員に情報提供を行う(年4回発行)。 ・チラシ、入会の手引き等の配付により事業の周知を図る。 ・出張型説明会の開催や行事への参加等を通じ、広く区民に対し事業の周知に努める。
(15) 高齢者等入居支援事業 〔杉並区居住支援協議会〕	<p>民間賃貸住宅に住む自立した日常生活が営める65歳以上の方、または65歳以上と60歳以上の方で構成されている世帯や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳もしくは愛の手帳の交付を受けている単身の障害者を対象とした事業。</p> <p>申込み時に目的ごとの預託金を預かり、本人が死亡した際に賃貸住宅の「残存家財の撤去」、また「葬儀の実施」を行う。</p>
(16) 福祉相談	<p>全職員が地域に出向く機会を活かし、地域の福祉課題の把握に努め、孤立しがちな住民やどこに相談したらよいのかわからない住民の地域で暮らし続ける力を支えるために相談事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉なんでも相談の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 制度、サービスの狭間の相談受付、伴走支援 (2) 相談内容の傾向分析とスーパーバイズ(助言、援助、指導) <ul style="list-style-type: none"> ・担当係内での定期的なカンファランス、社内全体での学習会 (3) 事業周知の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・社協が発行する各種広報誌で周知PRに努める。
(17) 交通遺児援護事業	<p>交通機関による事故によって父母等を失った満18歳未満の児童・生徒に援護金及び高校進学祝金を支給する。新規受付は行わない。</p>
(18) ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業 〔東京都社会福祉協議会〕	<p>東京都内において高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対しひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付事務を行うことにより、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。</p>

事業名	事業内容
(19)生活福祉資金貸付事業 (東京都社会福祉協議会)	<p>地域に暮らす障害者世帯や低所得者世帯に対し、必要な目的の資金を貸付けることにより、世帯の経済的自立や安定した生活を送ることができるよう支援する。</p> <p>また、生活困窮者自立支援相談窓口（くらしのサポートステーション）等との連携を強化し、課題整理の上必要な支援機関への繋ぎを行う。令和2年3月から始まったコロナウィルスの影響による特例貸付については、令和3年6月まで延長申請が継続する見込みとなっている。</p> <p>1 生活福祉資金貸付</p> <p>(1)資金貸付制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙すぎなみ社協等の活用 ・民生委員や関係機関への周知を図る等、必要な方への周知の強化 <p>(2)低所得者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の自立及び償還が見込まれる世帯に対し、資金の相談と貸付を行うことで、安定した生活を送れるよう支援する。 <p>(3)償還業務の適切な遂行と滞納者への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都社会福祉協議会から発行される償還通知等を送付するとともに、借受人の償還が適切に進むよう促す。 ・滞納者世帯の生活状況等の把握に努め、必要に応じて救済制度及び他制度利用へのアプローチを行う。 <p>2 特例貸付（延長貸付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月以降に延長申請貸付者への対応 ・令和4年3月からの償還事務への対応
(20)応急援護事業 (杉並区)	<p>生活困窮者に対し、福祉事務所を窓口として、応急的、一時的な援護を行うことにより自立更生を助長し、生活の安定と生活意欲の増進を図る。</p>
(21)生活支援体制整備事業 (杉並区)	<p>高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して自分らしい生活が送れるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを包括的に提供する地域包括ケアシステムを構築していく。</p> <p>1 第1層生活支援コーディネーターの配置</p> <p>(1)「普及啓発事業として、広く区民に「ささえあいの地域づくり」を浸透させる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民向け講座 年 1回 <p>(2) 地域資源の開発</p> <p>(3) 第2層生活支援コーディネーターとの連携協力</p>
(22)子ども支援活動助成事業	<p>子ども食堂等子どもに対する支援活動に対して助成することで、子どもが健やかに育成される環境整備を図る。</p> <p>1 子ども支援活動助成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定総額 290万円
(23)地域力強化推進事業 (杉並区)	<p>住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境をつくり、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を図る。そのため地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備と地域福祉活動への関心を高め、研修会等を実施していく。</p> <p>1 地域福祉コーディネーターの配置による地域力強化</p> <p>モデル地区内での地域の個別課題、地域課題の収集、地域の集いの場、拠点の立上げ支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西荻みなみ地域をモデル地域として継続的に支援する ・令和4年度の新規地域の情報収集と開拓
(24)食を通じた見守り支援事業 (杉並区) 新規事業	<p>子ども家庭支援センターとの連携のもと、「見守りコーディネーター」が支援を必要とする児童がいる家庭に食材を配送することで定期的に訪問し、子どもの安全の確認する。また配送とともに、地域福祉推進の観点から地域とのつながりを考えた情報提供の支援や関係構築を働きかけることで、児童の健全育成、児童虐待の未然予防を図る。</p> <p>1 食を通じた子どもの見守り支援</p> <p>(1)対象家庭への食材の配送に伴う訪問活動</p> <p>(2)訪問時に児童の安全及び家庭の状況の把握</p> <p>(3)地域の子育て支援情報の提供や地域との接点を促す</p>
2 歳末たすけあい運動事業	<p>住民相互のたすけあいを基調として、住民自らが参加する福祉コミュニティを実現するための多様な活動を財政面から支援する。</p>

事業名	事業内容
2 歳末たすけあい運動事業	<p>1 歳末たすけあい運動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となって行う福祉活動や福祉施設が地域と協働で取り組む事業を財政面から支援するため12月1日から12月31日の間、募金活動を実施。 目標額：10,000,000円（令和2年度実績 7,877,667円） <p>2 東京都共同募金会 杉並地区協力会 の事務局運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根共同募金（10月1日から12月31日まで）募金活動の実施 目標額：8,500,000円（令和2年度実績 6,062,517円） ・東京都共同募金会杉並地区協力会の開催 ・東京都共同募金会杉並地区配分推せん委員会の開催
3 長寿応援基金事業	杉並区長寿応援ポイント制度の「長寿応援ファンド」の適切な管理・運営及び、助成金の交付を行う。
4 杉並区受験生チャレンジ支援貸付事業	<p>低所得世帯の子どもの高校進学を支援するため、「東京都受験生チャレンジ支援貸付事業」の補完事業として、中学3年生を対象に学習塾等の受講費用の貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 1名につき、10万円 ・貸付予定件数 76件

事業名	事業内容
<p>1 介護保険事業 (1)地域包括支援センター(ケア24)及び介護予防支援事業 ・南荻窪 ・梅里 ・永福 〔 杉並区 〕</p>	<p>「認知症対策」「在宅医療連携推進」「生活支援体制整備」等の業務を通じて、地域包括ケアシステムの構築を図る。 また、高齢者の様々な相談を正確に聴き取り判断し、適切な支援につなげる。</p> <p>1 地域包括ケアシステムの構築 (1)地域との連携 ・地域包括ケア推進員を中心とした地域のネットワークづくり ・社会資源の活用と広報活動 ・介護者支援(家族介護教室の開催等) ・生活支援体制整備 地域づくりのため第1層生活支援コーディネーターと連携協力し、第2層協議体の活動展開を図っていく。</p> <p>(2)困難事例対応とケアマネジャー支援 ・地域ケア会議の開催 ・ケアマネジャー等、関係機関連絡会の開催</p> <p>2 高齢者総合相談・支援 (1)総合相談・支援と実態把握 ・高齢者に関する様々な相談を受け止め、課題整理と解決に向けた支援を行う。 ・相談を待つだけでなく、訪問により実態の把握をして必要な支援につなげる。</p> <p>(2)高齢者虐待防止・権利擁護事業 ・相談や通報を受け訪問し、高齢者の安全や権利を守るための支援をする。</p> <p>(3)介護予防ケアマネジメント ・要支援者に対し自立に向けたプランの作成 ・高齢者の自立や生きがいのための総合的な支援をする。</p>
<p>2 要介護認定調査事業 (指定市町村事務受託法人) 〔 杉並区 〕</p>	<p>介護保険の新規申請、更新申請、区分変更申請の認定調査を行う。 区内3か所の調査事務所から在宅・施設・病院へ訪問し調査を行う。 現在の拠点の統廃合を検討し、経営効率の向上を図る。</p> <p>1 区内調査3事務所の経営(年間合計 約11,700件) 南荻窪事務所 260件/月 年間計 3,120件 浜田山事務所 425件/月 年間計 5,100件 天沼事務所 290件/月 年間計 3,480件</p> <p>2 区外調査の実施(年間合計 約1,100件) 区外担当事務所 90件/月</p> <p>3 調査員の資質向上 内部研修 1回、現任研修 1回</p>
<p>3 訪問育児サポーター事業 〔 杉並区 〕</p>	<p>子育て支援活動の経験があり、専門の研修を受けた訪問育児サポーターが、子育てに不安感・負担感を感じている1歳未満の乳児のいる家庭を訪問し、相談・援助を行う。 対象となる家庭の掘り起しのため、関係機関と連携し事業を周知する。</p> <p>1 相談援助及び訪問活動 ・相談に対して必要な情報提供を行い、希望者に対してコーディネーターが事前訪問する。 ・訪問育児サポーターによる訪問活動を行う(3回まで。多胎児は6回まで)。</p> <p>2 研修と交流会 ・登録しているサポーターに対して、必要な研修や交流会を行う。</p> <p>3 情報提供とPR ・各関係機関へのチラシ等の配布により、事業の周知を図る。 ・各関係機関を訪問して、職員や対象となる家庭に対して事業案内を行う。</p>
<p>4 私立保育所施設整備資金貸付事業</p>	<p>・保育所施設及び諸整備の充実を図り、円滑な運営を確保し児童福祉の向上に寄与するため、私立保育所の施設整備のための資金を無利子で貸付ける。</p>
<p>5 生活困窮者等自立支援事業 〔 杉並区 〕</p>	<p>生活困窮をはじめ、地域のあらゆる生活課題をかかえる区民に対し、課題が複雑化・深刻化しないよう包括的な支援を行う。 また複合的な課題があり、現行の制度のみでは支援することが難しいケースには、他機関と連携しながら個別ニーズに対応できる既存の制度・福祉サービスを活用しつつワンストップで生活全般に渡る支援を提供する仕組みづくりを行う。</p>

事業名	事業内容
<p>5 生活困窮者等自立支援事業 〔杉並区〕</p>	<p>ひきこもりなど、生きづらさを抱えた区民の困りごとに寄り添い、伴走型の支援を展開しながら、地域社会とのつながりを目指していく。</p> <p>1 相談窓口の運営 「くらしのサポートステーション～生活自立支援窓口～」</p> <p>(1)周知・PR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成・配付や広報紙等への制度・窓口案内の掲載などにより、区民への周知と理解を促進する。 ・周知普及のため「くらサポ通信」を作成・発行配布する。 ・関係機関向けに生活困窮者自立支援事業説明会を実施する。 ・来所が困難な方々に対応するため、出張相談会を実施する。 <p>(2)相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談機関相互の有機的な連携体制の強化をめざし、令和2年度から「相談機関連携推進員」を配置した。これにより、生活困窮をはじめとする地域の生活課題を抱えた相談者への包括的な支援を充実させる。 ・必要に応じてアウトリーチ型の支援を展開する。 <p>(3)住居確保給付金支給対象者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所や就労支援機関と連携し、申請手続き及び給付中の就労等自立に向けた支援を行う。 <p>(4)家計改善支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けて家計相談を行うことで、相談者自身が安定した生活を目指せるような支援を行う。 ・必要な場合は、他制度が活用できるよう支援する。 <p>2 各支援機関との連携体制の構築</p> <p>(1)他機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談機関連携推進員」を中心とした杉並区の関係部署や区内の関係機関との連携体制により、様々な支援における適時適切な対応力を強化する。 <p>(2)社協内他部署との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者のニーズを他係にフィードバックし、他事業との連携や社会参加の機会となる社会資源の開拓等を目的として、情報共有を行う。 <p>3 職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や都主催の研修への参加 ・スキルアップのため職員勉強会の開催 <p>4 その他ワンストップ支援に必要な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料寄附募集のあり方の検討 ・生活困窮者支援サポート体制の検討

3 収益事業

事業名	事業内容
1 自動販売機設置事業	・収益を社会福祉事業もしくは公益事業の経営に充当するため、自動販売機を設置する。